

◆資料2◆ 市区町村アンケート単純集計結果 (一般市区町村)

I-1. 回答者の属する都道府県名

(単位:か所)

都道府県名	度数 (%)
北海道	75 (9.7%)
青森県	20 (2.6%)
岩手県	19 (2.5%)
宮城県	16 (2.1%)
秋田県	14 (1.8%)
山形県	17 (2.2%)
福島県	18 (2.3%)
茨城県	21 (2.7%)
栃木県	8 (1.0%)
群馬県	15 (1.9%)
埼玉県	21 (2.7%)
千葉県	25 (3.2%)
東京都	26 (3.4%)
神奈川県	15 (1.9%)
新潟県	14 (1.8%)
富山県	6 (0.8%)
石川県	10 (1.3%)
福井県	8 (1.0%)
山梨県	12 (1.6%)
長野県	34 (4.4%)
岐阜県	18 (2.3%)
静岡県	18 (2.3%)
愛知県	33 (4.3%)
三重県	11 (1.4%)
滋賀県	11 (1.4%)
京都府	1 (0.1%)
大阪府	22 (2.9%)
兵庫県	23 (3.0%)
奈良県	16 (2.1%)
和歌山県	10 (1.3%)
徳島県	10 (1.3%)
香川県	9 (1.2%)
愛媛県	13 (1.7%)
高知県	10 (1.3%)
鳥取県	8 (1.0%)
島根県	11 (1.4%)
岡山県	14 (1.8%)
広島県	9 (1.2%)
山口県	11 (1.4%)
福岡県	23 (3.0%)
佐賀県	9 (1.2%)
長崎県	11 (1.4%)
熊本県	16 (2.1%)
大分県	9 (1.2%)
宮崎県	11 (1.4%)
鹿児島県	21 (2.7%)
沖縄県	18 (2.3%)
無回答	0 (0.0%)
計	770 (100.0%)

◆資料2◆ 市区町村アンケート単純集計結果 (一般市区町村)

I-2. 自治体の種類

(単位:か所)

市区町村	市	区	町	村	無回答	計
度数(%)	397 (51.6%)	13 (1.7%)	304 (39.5%)	55 (7.1%)	1 (0.1%)	770 (100.0%)

I-3. 平成28年4月1日現在の人口

(単位:か所)

平成28.4.1 現在の人口	1万人未満	1万人以上 5万人未満	5万人以上 10万人未満	10万人以上 30万人未満	30万人以上	無回答	計
度数(%)	175 (22.7%)	328 (42.6%)	127 (16.5%)	99 (12.9%)	40 (5.2%)	1 (0.1%)	770 (100.0%)

I-4. 平成28年4月1日現在の児童人口(18歳未満人口)の割合

(単位:か所)

児童人口の 割合	10%未満	10%以上 15%未満	15%以上 20%未満	20%以上 25%未満	25%以上	無回答	計
度数(%)	51 (6.6%)	336 (43.6%)	309 (40.1%)	27 (3.5%)	2 (0.3%)	45 (5.8%)	770 (100.0%)

I-5. 子ども家庭福祉主幹課長の職種

(単位:か所)

課長の職種	一般行政職	福祉職	教育職	心理職	医師	その他	無回答	計
度数(%)	712 (92.5%)	23 (3.0%)	5 (0.6%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	25 (3.2%)	4 (0.5%)	770 (100.0%)

II-1. 子ども家庭相談に従事している職員の数

(単位:か所)

子ども家庭相談 職員の数	0人	1~4人	5~10人	11~20人	21~50人	51~100人	101人以上	計
度数(%)	23 (3.0%)	483 (62.7%)	204 (26.5%)	48 (6.2%)	12 (1.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	770 (100.0%)

(単位:か所)

うち家庭相談員 の数	0人	1~4人	5~10人	11~20人	21~50人	51~100人	101人以上	計
度数(%)	328 (42.6%)	395 (51.3%)	38 (4.9%)	7 (0.9%)	2 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	770 (100.0%)

II-2. 子ども家庭相談に従事している職員の数のうち専従/兼務職員の数

(単位:か所)

専従の 職員数	0人	1~4人	5~10人	11~20人	21~50人	51~100人	101人以上	計
度数(%)	379 (49.2%)	301 (39.1%)	65 (8.4%)	19 (2.5%)	6 (0.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	770 (100.0%)

(単位:か所)

兼務の 職員数	0人	1~4人	5~10人	11~20人	21~50人	51~100人	101人以上	計
度数(%)	136 (17.7%)	538 (69.9%)	80 (10.4%)	15 (1.9%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	770 (100.0%)

◆資料2◆ 市区町村アンケート単純集計結果 (一般市区町村)

II-3. 子ども家庭相談に従事している職員の人数のうち常勤非常勤職員の人数

(単位:か所)

常勤の職員人数	0人	1~4人	5~10人	11~20人	21~50人	51~100人	101人以上	計
度数(%)	70 (9.1%)	570 (74.0%)	108 (14.0%)	18 (2.3%)	4 (0.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	770 (100.0%)

(単位:か所)

非常勤の職員人数	0人	1~4人	5~10人	11~20人	21~50人	51~100人	101人以上	計
度数(%)	371 (48.2%)	341 (44.3%)	51 (6.6%)	7 (0.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	770 (100.0%)

II-4. 要対協の経年年数

(単位:か所)

要対協の経年年数	0年0か月 または 無回答	3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	計
度数(%)	19 (2.5%)	14 (1.8%)	18 (2.3%)	402 (52.2%)	317 (41.2%)	770 (100.0%)

II-5. 要対協の調整機関

(単位:か所)

要対協の調整機関	度数(%)
子ども家庭福祉主管課	712 (92.5%)
障害福祉主管課	25 (3.2%)
母子保健主管課	23 (3.0%)
統合課(子ども家庭福祉が主担当)	5 (0.6%)
統合課(母子保健が主担当)	1 (0.1%)
統合課(子ども家庭福祉・母子保健両方が担当)	0 (0.0%)
児童相談所	0 (0.0%)
教育委員会	0 (0.0%)
福祉事務所	0 (0.0%)
家庭児童相談室	0 (0.0%)
保健センター	0 (0.0%)
保健所	0 (0.0%)
法務局	0 (0.0%)
警察署	0 (0.0%)
発達障害者支援センター	0 (0.0%)
配偶者暴力相談支援センター	0 (0.0%)
その他	0 (0.0%)
無回答	4 (0.5%)
計	770 (100.0%)

◆資料2◆ 市区町村アンケート単純集計結果 (一般市区町村)

II-6. 要対協の会議開催数(平成27年度実績)

代表者会議開催の有無と会議開催数

(単位:か所)

代表者会議開催の有無	開催している	開催していない	無効な回答	無回答	計
度数(%)	618(80.3%)	149(19.4%)	0(0.0%)	3(0.4%)	770(100.0%)

(単位:か所)

代表者会議開催回数	0回	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	計
度数(%)	155(20.1%)	543(70.5%)	68(8.8%)	3(0.4%)	1(0.1%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	770(100.0%)

実務者会議開催の有無と会議開催数

(単位:か所)

実務者会議開催の有無	開催している	開催していない	無効な回答	無回答	計
度数(%)	614(79.7%)	150(19.5%)	0(0.0%)	6(0.8%)	770(100.0%)

(単位:か所)

実務者会議開催回数	0回	1~10回	11~30回	31~50回	51~100回	101~300回	301回以上	計
度数(%)	158(20.5%)	464(60.3%)	141(18.3%)	4(0.5%)	2(0.3%)	1(0.1%)	0(0.0%)	770(100.0%)

個別ケース会議開催の有無と会議開催数

(単位:か所)

個別ケース会議開催の有無	開催している	開催していない	無効な回答	無回答	計
度数(%)	699(90.8%)	55(7.1%)	12(1.6%)	4(0.5%)	770(100.0%)

(単位:か所)

個別ケース会議開催回数	0回	1~10回	11~30回	31~50回	51~100回	101~300回	301回以上	計
度数(%)	75(9.7%)	306(39.7%)	199(25.8%)	71(9.2%)	63(8.2%)	53(6.9%)	3(0.4%)	770(100.0%)

◆資料2◆ 市区町村アンケート単純集計結果 (一般市区町村)

II-7. 要対協の構成機関

要対協の構成機関	(複数回答可能 単位:か所)	
	度数(%)	
児童相談所(※)	742	(96.4%)
教育委員会	733	(95.2%)
警察署	714	(92.7%)
民生児童委員協議会	685	(89.0%)
保育所	625	(81.2%)
小学校	619	(80.4%)
中学校	605	(78.6%)
子ども家庭福祉主管課	537	(69.7%)
保健センター	498	(64.7%)
母子保健主管課	496	(64.4%)
幼稚園	462	(60.0%)
病院・診療所	434	(56.4%)
社会福祉協議会	397	(51.6%)
障害福祉主管課	339	(44.0%)
法務局	329	(42.7%)
福祉事務所(家庭児童相談室あり)	262	(34.0%)
保健所	235	(30.5%)
幼保連携型認定こども園	233	(30.3%)
福祉事務所(家庭児童相談室なし)	148	(19.2%)
児童養護施設	147	(19.1%)
特別支援学校	127	(16.5%)
児童館	120	(15.6%)
地域子育て支援拠点	120	(15.6%)
放課後児童クラブ	114	(14.8%)
高等学校	112	(14.5%)
子ども家庭福祉・母子保健統合主管課 (子ども家庭福祉が主担当)	94	(12.2%)
児童家庭支援センター	91	(11.8%)
NPO法人	69	(9.0%)
子ども家庭福祉・母子保健統合主管課 (子ども家庭福祉・母子保健両方が担当)	64	(8.3%)
配偶者暴力相談支援センター	58	(7.5%)
障害児相談支援事業・児童発達支援センター	56	(7.3%)
乳児院	32	(4.2%)
母子生活支援施設	30	(3.9%)
障害児入所施設	24	(3.1%)
単親会	22	(2.9%)
子ども家庭福祉・母子保健統合主管課 (母子保健が主担当)	20	(2.6%)
家庭裁判所	19	(2.5%)
情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設	14	(1.8%)
その他	362	(47.0%)

(※) 児童相談所については、調査票上で選択肢の二重記載があったため、どちらかを選択していれば集計対象とした。

◆資料2◆ 市区町村アンケート単純集計結果 (一般市区町村)

II-8. 支援に対する主担当明確化の方法の有無

(単位:か所)

主担当を明確化する方法の有無	主担当を明確化する方法がある	主担当を明確化する方法がない	主担当を明確化する方法を準備している、準備する予定がある	無効な回答	無回答	計
度数(%)	221 (28.7%)	520 (67.5%)	10 (1.3%)	3 (0.4%)	16 (2.1%)	770 (100.0%)

II-9. 支援の主担当について都道府県と協議の有無

(単位:か所)

主担当について都道府県と協議の有無	支援における主担当について都道府県と協議して決める	支援における主担当について都道府県と協議せず決める	無効な回答	無回答	計
度数(%)	248 (32.2%)	486 (63.1%)	14 (1.8%)	22 (2.9%)	770 (100.0%)

III-1. 子ども家庭福祉行政のあり方について

(単位:か所)

子ども家庭福祉のあり方について	度数(%)
在宅サービスは市区町村中心、施設サービスは都道府県中心としたうえで、費用負担も現行どおりで進める。	585 (76.0%)
在宅サービスは市区町村中心、施設サービスは都道府県中心としたうえで、費用負担は国負担分を除き、両者で分担する。	82 (10.6%)
実施体制を市区町村に一元化し、一部の事務を都道府県に委託した上で、費用負担は国負担分を除き、両者で負担する。	38 (4.9%)
実施体制を市区町村に一元化し、一部の事務を都道府県に委託したうえで、費用負担は国負担分を除き、市区町村とする。	6 (0.8%)
実施体制を市区町村に一元化し、費用負担は国負担分を除き、市区町村とする。	8 (1.0%)
無効な回答	2 (0.3%)
無回答	49 (6.4%)
計	770 (100.0%)

◆資料2◆ 市区町村アンケート単純集計結果 (一般市区町村)

Ⅲ-2. 都道府県と市区町村の役割分担

都道府県と市区町村の役割	主として都道府県	主として市区町村	無効な回答(複数選択)	無回答	計(%)
1. 転居や転出入の対応	37 (4.8%)	692 (89.9%)	1 (0.1%)	40 (5.2%)	770 (100.0%)
2. 自治体間の連携・協働	248 (32.2%)	471 (61.2%)	7 (0.9%)	44 (5.7%)	770 (100.0%)
3. サービス実施に係る費用負担	458 (59.5%)	227 (29.5%)	18 (2.3%)	67 (8.7%)	770 (100.0%)
4. サービス提供に係る決定への関与	316 (41.0%)	378 (49.1%)	14 (1.8%)	62 (8.1%)	770 (100.0%)
5. 支援に係る責任の所在の明確化	355 (46.1%)	318 (41.3%)	24 (3.1%)	73 (9.5%)	770 (100.0%)
6. 人材の量的確保	267 (34.7%)	433 (56.2%)	17 (2.2%)	53 (6.9%)	770 (100.0%)
7. 人材の質的確保	442 (57.4%)	259 (33.6%)	16 (2.1%)	53 (6.9%)	770 (100.0%)
8. 専任体制の確保	300 (39.0%)	397 (51.6%)	14 (1.8%)	59 (7.7%)	770 (100.0%)
9. 支援に関わる職員をサポート	487 (63.2%)	218 (28.3%)	12 (1.6%)	53 (6.9%)	770 (100.0%)
10. 人材育成	602 (78.2%)	109 (14.2%)	14 (1.8%)	45 (5.8%)	770 (100.0%)
11. 専門性の強化	622 (80.8%)	91 (11.8%)	13 (1.7%)	44 (5.7%)	770 (100.0%)
12. 研修・勉強会の実施	671 (87.1%)	46 (6.0%)	10 (1.3%)	43 (5.6%)	770 (100.0%)
13. 問題・対象の早期発見	56 (7.3%)	666 (86.5%)	3 (0.4%)	45 (5.8%)	770 (100.0%)
14. 問題の発生・再発予防	122 (15.8%)	593 (77.0%)	6 (0.8%)	49 (6.4%)	770 (100.0%)
15. 子どもの状態確認	96 (12.5%)	612 (79.5%)	14 (1.8%)	48 (6.2%)	770 (100.0%)
16. 子どもの一時保護	645 (83.8%)	80 (10.4%)	2 (0.3%)	43 (5.6%)	770 (100.0%)
17. 子ども家庭福祉の見守り	39 (5.1%)	633 (82.7%)	3 (0.4%)	45 (5.8%)	770 (100.0%)
18. 家庭の養育力サポート	102 (13.2%)	612 (79.5%)	8 (1.0%)	48 (6.2%)	770 (100.0%)
19. 地域のサポート力の向上	91 (11.8%)	635 (82.5%)	2 (0.3%)	42 (5.5%)	770 (100.0%)
20. 措置解除後の子どもや家庭の支援に係る連携	374 (48.6%)	331 (43.0%)	16 (2.1%)	49 (6.4%)	770 (100.0%)
21. 組織的対応の仕組みづくり	411 (53.4%)	283 (36.8%)	15 (1.9%)	61 (7.9%)	770 (100.0%)
22. 療育専門家や地域協議会の活用	45 (5.8%)	680 (88.3%)	3 (0.4%)	42 (5.5%)	770 (100.0%)
23. 療育専門家や地域協議会の強化	198 (25.7%)	523 (67.9%)	5 (0.6%)	44 (5.7%)	770 (100.0%)
24. 子ども家庭相談窓口の一元化	168 (21.8%)	534 (69.4%)	5 (0.6%)	63 (8.2%)	770 (100.0%)
25. 子ども家庭相談窓口の多元化	309 (40.1%)	365 (47.4%)	0 (0.0%)	88 (11.4%)	770 (100.0%)
26. 子ども家庭福祉に係るサービス・資源の熟知	191 (24.8%)	504 (65.5%)	14 (1.8%)	61 (7.9%)	770 (100.0%)
27. 情報収集・提供・共有・発信	269 (34.9%)	431 (56.0%)	15 (1.9%)	55 (7.1%)	770 (100.0%)
28. 福祉部門以外との連携・協働	142 (18.4%)	553 (71.8%)	14 (1.8%)	61 (7.9%)	770 (100.0%)
29. 共通認識づくり	328 (42.6%)	357 (46.4%)	21 (2.7%)	64 (8.3%)	770 (100.0%)
30. フライバー保護	135 (17.5%)	553 (71.8%)	24 (3.1%)	58 (7.5%)	770 (100.0%)
31. 問題のアセスメント力の向上	365 (47.4%)	327 (42.5%)	21 (2.7%)	57 (7.4%)	770 (100.0%)
32. 支援のマネジメント力の向上	393 (51.0%)	303 (39.4%)	19 (2.5%)	55 (7.1%)	770 (100.0%)
33. 支援に係るスーパービジョン体制	593 (77.0%)	110 (14.3%)	16 (2.1%)	51 (6.6%)	770 (100.0%)
34. 問題の分析力の向上	439 (57.0%)	259 (33.6%)	19 (2.5%)	53 (6.9%)	770 (100.0%)
35. 評価・点検の体制づくり	461 (62.5%)	220 (28.6%)	16 (2.3%)	51 (6.6%)	770 (100.0%)

Ⅳ-1. 子ども家庭福祉の各サービスについて市区町村を実施主体とすることについて

子ども家庭福祉の各サービスを市区町村を実施主体とすることについて	適切である	やや適切である	やや適切でない	適切でない	無効な回答(複数選択)	無回答	計(%)
1. 障害児童福祉行政について市区町村が主体となって実施する	196 (25.5%)	400 (51.9%)	128 (16.6%)	21 (2.7%)	1 (0.1%)	24 (3.1%)	770 (100.0%)
2. ひびく児童福祉行政について市区町村が主体となって実施する	238 (30.9%)	375 (48.7%)	111 (14.4%)	28 (3.6%)	1 (0.1%)	17 (2.2%)	770 (100.0%)
3. 療育児童福祉行政について市区町村が主体となって実施する	196 (25.5%)	367 (47.7%)	147 (19.1%)	47 (6.1%)	0 (0.0%)	13 (1.7%)	770 (100.0%)
4. 移行児童福祉行政について市区町村が主体となって実施する	90 (11.7%)	281 (36.5%)	295 (38.3%)	86 (11.2%)	0 (0.0%)	18 (2.3%)	770 (100.0%)
5. 情緒障害児童福祉行政(情緒施設)について市区町村が主体となって実施する	47 (6.1%)	158 (20.5%)	323 (41.9%)	216 (28.1%)	0 (0.0%)	26 (3.4%)	770 (100.0%)
6. 配偶者暴力防止行政について市区町村が主体となって実施する	93 (12.1%)	249 (32.3%)	291 (37.8%)	116 (15.1%)	1 (0.1%)	20 (2.6%)	770 (100.0%)
7. 療育・子育て支援行政について市区町村が主体となって実施する	406 (52.7%)	309 (40.1%)	33 (4.3%)	6 (0.8%)	0 (0.0%)	16 (2.1%)	770 (100.0%)
8. 全ての子ども家庭福祉行政について市区町村が主体となって実施する	106 (14.0%)	319 (41.4%)	235 (30.5%)	88 (11.4%)	0 (0.0%)	20 (2.6%)	770 (100.0%)

Ⅳ-2. 措置及び利用決定の権限を担うことがふさわしい主体について

児童福祉施設、事業、ファミリーホームの措置及び利用決定の権限を担うことがふさわしい主体	都道府県	どちらかといえば都道府県	どちらかといえば市区町村	市区町村	無効な回答	無回答	計(%)
1. 拠点施設	334 (43.4%)	199 (25.8%)	124 (16.1%)	103 (13.4%)	0 (0.0%)	10 (1.3%)	770 (100.0%)
2. 乳母院、母乳、ファミリーホーム	508 (66.0%)	235 (30.5%)	13 (1.7%)	6 (0.8%)	1 (0.1%)	7 (0.9%)	770 (100.0%)
3. 児童養護施設	525 (68.2%)	213 (27.7%)	17 (2.2%)	7 (0.9%)	1 (0.1%)	7 (0.9%)	770 (100.0%)
4. 母子生活支援施設	329 (42.7%)	210 (27.3%)	137 (17.8%)	86 (11.2%)	0 (0.0%)	8 (1.0%)	770 (100.0%)
5. 福祉分野若年入居施設	426 (55.3%)	244 (31.7%)	68 (8.8%)	17 (2.2%)	1 (0.1%)	14 (1.8%)	770 (100.0%)
6. 緊急な措置が必要な施設	451 (58.6%)	246 (31.9%)	48 (6.2%)	13 (1.7%)	1 (0.1%)	13 (1.7%)	770 (100.0%)
7. 児童自立支援施設	481 (62.5%)	242 (31.4%)	31 (4.0%)	7 (0.9%)	1 (0.1%)	6 (0.8%)	770 (100.0%)
8. 情緒障害児童短期療育施設(児童心理治療施設)	494 (64.2%)	243 (31.6%)	18 (2.3%)	3 (0.4%)	1 (0.1%)	11 (1.4%)	770 (100.0%)

◆資料2◆ 市区町村アンケート単純集計結果 (一般市区町村)

IV-3. 市区町村が子ども家庭福祉の実施主体となる際の課題

市区町村が子ども家庭福祉の各サービスの実施主体となる際の課題	できる	ややできる	ややできない	できない	無効な回答	無回答	計(%)
1. 市区町村の支援に関する対応力を向上させること	58 (7.5%)	418 (54.4%)	238 (30.9%)	41 (5.3%)	1 (0.1%)	13 (1.7%)	770 (100.0%)
2. 子ども家庭福祉関係の専門職をより効果的に活用すること	30 (3.9%)	320 (41.6%)	297 (38.6%)	109 (14.2%)	0 (0.0%)	14 (1.8%)	770 (100.0%)
3. 援助活動を工夫して子ども家庭に届く方を発出すること	58 (7.5%)	491 (63.8%)	177 (23.0%)	30 (3.9%)	0 (0.0%)	14 (1.8%)	770 (100.0%)
4. 支援の持続性を考慮した援助活動を可能にすること	57 (7.4%)	446 (57.9%)	213 (27.7%)	40 (5.2%)	0 (0.0%)	14 (1.8%)	770 (100.0%)
5. 市区町村で支援するか広域で支援するかを判断すること	54 (7.0%)	321 (41.7%)	303 (39.4%)	77 (10.0%)	1 (0.1%)	14 (1.8%)	770 (100.0%)
6. 効果的で実効性のある援助をすること	35 (4.5%)	389 (50.5%)	275 (35.7%)	48 (6.2%)	0 (0.0%)	13 (1.7%)	770 (100.0%)

V-1. 市区町村を中心とした行政実施主体に再構築することの可否

市区町村を中心とした行政実施体制に再構築することの可否	対応できる	やや対応できる	やや対応できない	対応できない	無効な回答	無回答	計(%)
1. 現状で市区町村を中心とする子ども家庭福祉行政の体制に再構築すること	15 (1.9%)	148 (19.2%)	371 (48.2%)	220 (28.6%)	1 (0.1%)	15 (1.9%)	770 (100.0%)
2. 将来的に市区町村を中心とする子ども家庭福祉行政の体制に再構築すること	35 (4.5%)	291 (37.8%)	325 (42.2%)	103 (13.4%)	0 (0.0%)	16 (2.1%)	770 (100.0%)

V-2. 市区町村を中心とした行政実施主体に再構築することの必要性

市区町村を中心とした行政実施体制に再構築することの必要性	必要である	やや必要である	やや必要でない	必要でない	無効な回答	無回答	計(%)
1. 現状で市区町村を中心とする子ども家庭福祉行政の体制に再構築すること	100 (13.0%)	355 (46.1%)	199 (25.8%)	98 (12.7%)	0 (0.0%)	18 (2.3%)	770 (100.0%)
2. 将来的に市区町村を中心とする子ども家庭福祉行政の体制に再構築すること	154 (20.0%)	385 (50.0%)	145 (18.8%)	86 (11.2%)	1 (0.1%)	19 (2.5%)	770 (100.0%)

VI-1. 地域包括的・継続的支援体制に一番重要な要素

子ども家庭福祉分野の場合、地域包括的・継続的支援体制に一番重要な要素	度数(%)
全体をコーディネートできる専門職の確保	457 (59.4%)
地域包括的・継続的支援の拠点機関または施設の確保	126 (16.4%)
地域包括的・継続的支援が必要であることの理念の明確化	64 (8.3%)
地域包括的・継続的支援の基幹となる民間支援機関の強化	36 (4.7%)
都道府県と市区町村に分かれている二元化体制の解消	32 (4.2%)
社会福祉協議会における子ども家庭福祉分野の強化	21 (2.7%)
その他	19 (2.5%)
無効な回答	2 (0.3%)
無回答	13 (1.7%)
計	770 (100.0%)

VI-2. 横断的な連携や一体化を図る拠点となる機関・施設について

横断的な連携や一体化を図る拠点となる機関・施設について	度数(%)
子育て世代包括支援センター	407 (52.9%)
福祉事務所ないし家庭児童相談室(子ども家庭支援センターを含む)	158 (20.5%)
地域子育て支援拠点	50 (6.5%)
児童相談所	46 (6.0%)
児童家庭支援センター	17 (2.2%)
社会福祉協議会	10 (1.3%)
児童発達支援センター	7 (0.9%)
児童養護施設や障害児入所施設等の社会的養護関係施設	6 (0.8%)
幼保連携型認定こども園、保育所	3 (0.4%)
その他	44 (5.7%)
無効な回答	2 (0.3%)
無回答	20 (2.6%)
計	770 (100.0%)

◆資料2◆ 市区町村アンケート単純集計結果 (一般市区町村)

VI-3. 拠点となりうる機関・施設の有無

(単位:か所)

拠点となりうる機関・施設	ある	ない	無効な回答	無回答	計
度数(%)	162 (21.0%)	596 (77.4%)	1 (0.1%)	11 (1.4%)	770 (100.0%)

VI-4. 専門機関・施設の連携方法

(単位:か所)

専門機関・施設の連携方法	度数(%)
地域包括的・継続的支援の拠点をコーディネーターとしたネットワーク型援助	403 (52.3%)
要対協の調整機関をコーディネーターとしたネットワーク型援助	221 (28.7%)
支援のキーパーソンとなる各施設・機関をコーディネーターとしたネットワーク型援助	130 (16.9%)
無効な回答	1 (0.1%)
無回答	15 (1.9%)
計	770 (100.0%)

VI-5. 拠点に一番重要な機能

(単位:か所)

拠点に一番重要な機能	度数(%)
子ども家庭福祉の包括的・継続的ケアマネジメント(スーパービジョンを含む)支援の機能	272 (35.3%)
子ども家庭福祉の制度を横断的に活用するための調整をする機能	193 (25.1%)
子ども家庭福祉の総合相談支援の機能	166 (21.6%)
サービスを必要とする保護者や子どもに対するケアマネジメント機能	91 (11.8%)
子ども虐待対応や未成年後見制度の活用など権利擁護の機能	6 (0.8%)
ショートステイやトワイライトステイなど滞在型の機能	3 (0.4%)
親や子に対する支援プログラムが提供できる機能	23 (3.0%)
無効な回答	3 (0.4%)
無回答	13 (1.7%)
計	770 (100.0%)

VI-6. 特に必要と考えられる人材

(3つまで選択 単位:か所)

特に必要と考えられる人材	未選択	選択(必要)	無効な回答 (3つ以上選択)	無回答	計(%)
1. 社会福祉士	277 (36.0%)	477 (61.9%)	4 (0.5%)	12 (1.6%)	770 (100.0%)
2. 精神保健福祉士	534 (69.4%)	221 (28.7%)	3 (0.4%)	12 (1.6%)	770 (100.0%)
3. 保育教諭・保育士	566 (73.6%)	185 (24.0%)	5 (0.6%)	12 (1.6%)	770 (100.0%)
4. 保健師	177 (23.0%)	576 (74.8%)	5 (0.6%)	12 (1.6%)	770 (100.0%)
5. 児童指導員・社会福祉主事・児童福祉司を始めとする任用資格者	355 (46.1%)	399 (51.8%)	4 (0.5%)	12 (1.6%)	770 (100.0%)
6. 小・中学校教員	688 (89.4%)	67 (8.7%)	3 (0.4%)	12 (1.6%)	770 (100.0%)
7. 高校教員	755 (98.1%)	1 (0.1%)	2 (0.3%)	12 (1.6%)	770 (100.0%)
8. 研究者	745 (96.8%)	11 (1.4%)	2 (0.3%)	12 (1.6%)	770 (100.0%)
9. 民生・児童委員・主任児童委員	697 (90.5%)	59 (7.7%)	2 (0.3%)	12 (1.6%)	770 (100.0%)
10. 医師(小児科・児童精神科を含む)	669 (86.9%)	87 (11.3%)	2 (0.3%)	12 (1.6%)	770 (100.0%)
11. 弁護士	738 (95.8%)	18 (2.3%)	2 (0.3%)	12 (1.6%)	770 (100.0%)
12. その他	692 (89.9%)	64 (8.3%)	2 (0.3%)	12 (1.6%)	770 (100.0%)

VI-7. 人材育成について、特に必要と考えられる方法

(単位:か所)

人材育成について、特に必要と考えられる方法	度数(%)
有資格者に対し、国や都道府県が研修してコーディネーターとして養成する	377 (49.0%)
市町村が自前で専門職を確保し、市町村域内の拠点機関においてOJTを含めて育成する	159 (20.6%)
市町村が外部から専門職を確保し、市町村域内の拠点機関においてOJTを含めて育成する	115 (14.9%)
資格要件は定めず、人事異動で配置された者に対して国や都道府県が研修してコーディネーターとして養成する	93 (12.1%)
その他	11 (1.4%)
無回答	15 (1.9%)
計	770 (100.0%)

◆資料2◆ 市区町村アンケート単純集計結果 (一般市区町村)

【本調査に主としてご回答いただいた方の属性】

職名の階級

(単位: か所)

職名の階級	度数(%)
1. 主任級(主事、主任主事、主任、主査など)	233 (30.3%)
2. 係長級(係長、班長など)	173 (22.5%)
3. 課長補佐級(課長補佐、補佐、副主幹など)	92 (11.9%)
4. 課長級(課長、主幹など)	65 (8.4%)
5. 部長級(部長、局長など)	0 (0.0%)
6. 専門職や機関の担当者(保育士、家庭相談員、保健師、社会福祉士、精神保健福祉士などの)	88 (11.4%)
7. 無回答	34 (4.4%)
8. その他(以上のどれにもあてはまらないもの、個人名、不明のもの)	85 (11.0%)
計	770 (100.0%)

経験年数

(単位: か所)

経験年数	度数(%)
0年	58 (7.5%)
1年	187 (4.0%)
2年	147 (19.1%)
3年	109 (14.2%)
4年	51 (6.6%)
5年	36 (4.7%)
6年	16 (2.1%)
7年	7 (0.9%)
8年	11 (1.4%)
9年	8 (1.0%)
10年	9 (1.2%)
11年	5 (0.6%)
12年	5 (0.6%)
13年	4 (0.5%)
14年	1 (0.1%)
15年	6 (0.8%)
16年	1 (0.1%)
17年	2 (0.3%)
18年	4 (0.5%)
19年	2 (0.3%)
20年	7 (0.9%)
21年	4 (0.5%)
22年	3 (0.4%)
23年	2 (0.3%)
24年	0 (0.0%)
25年	4 (0.5%)
26年	1 (0.1%)
27年	3 (0.4%)
28年	4 (0.5%)
29年	3 (0.4%)
30年	3 (0.4%)
31年	0 (0.0%)
32年	1 (0.1%)
33年	1 (0.1%)
34年	1 (0.1%)
35年	2 (0.3%)
36年	1 (0.1%)
37年	1 (0.1%)
38年	1 (0.1%)
無回答	59 (7.7%)
計	770 (100.0%)

(単位: か所)

経験月数 (経験1年未満)	度数(%)
1ヶ月	2 (0.3%)
2ヶ月	0 (0.0%)
3ヶ月	0 (0.0%)
4ヶ月	0 (0.0%)
5ヶ月	2 (0.3%)
6ヶ月	4 (0.5%)
7ヶ月	0 (0.0%)
8ヶ月	4 (0.5%)
9ヶ月	4 (0.5%)
10ヶ月	34 (4.4%)
11ヶ月	8 (1.0%)
計	58 (7.5%)

◆資料3◆ 市区町村アンケート単純集計結果 (政令市および児童相談所設置市)

I-1の集計は市の特定を避けるため割愛した。

また、I-2は政令市・児童相談所設置市のため、11の自治体はすべて市である。

I-3. 平成28年4月1日現在の人口

(単位:か所)

平成28.4.1 現在の人口	1万人未満	1万人以上 5万人未満	5万人以上 10万人未満	10万人以上 30万人未満	30万人以上	無回答	計
度数(%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	11(100.0%)	0(0.0%)	11(100.0%)

I-4. 平成28年4月1日現在の児童人口(18歳未満人口)の割合

(単位:か所)

児童人口の 割合	10%未満	10%以上 15%未満	15%以上 20%未満	20%以上 25%未満	25%以上	無回答	計
度数(%)	0(0.0%)	3(27.3%)	8(72.7%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	11(100.0%)

I-5. 子ども家庭福祉主幹課長の職種

(単位:か所)

課長の職種	一般行政職	福祉職	教育職	心理職	医師	その他	無回答	計
度数(%)	10(90.9%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	1(9.1%)	11(100.0%)

II-1. 子ども家庭相談に従事している職員の人数

(単位:か所)

子ども家庭相談 職員の人数	0人	1~4人	5~10人	11~20人	21~50人	51~100人	101人以上	計
度数(%)	2(18.2%)	1(9.1%)	3(27.3%)	0(0.0%)	2(18.2%)	2(18.2%)	1(9.1%)	11(100.0%)

(単位:か所)

うち家庭相談員 の人数	0人	1~4人	5~10人	11~20人	21~50人	51~100人	101人以上	計
度数(%)	7(63.6%)	1(9.1%)	2(18.2%)	0(0.0%)	1(9.1%)	0(0.0%)	0(0.0%)	11(100.0%)

II-2. 子ども家庭相談に従事している職員の人数のうち専従/兼務職員の人数

(単位:か所)

専従の 職員人数	0人	1~4人	5~10人	11~20人	21~50人	51~100人	101人以上	計
度数(%)	6(54.5%)	1(9.1%)	2(18.2%)	0(0.0%)	1(9.1%)	1(9.1%)	0(0.0%)	11(100.0%)

(単位:か所)

兼務の 職員人数	0人	1~4人	5~10人	11~20人	21~50人	51~100人	101人以上	計
度数(%)	6(54.5%)	1(9.1%)	1(9.1%)	0(0.0%)	1(9.1%)	1(9.1%)	1(9.1%)	11(100.0%)

◆資料3◆ 市区町村アンケート単純集計結果 (政令市および児童相談所設置市)

II-3. 子ども家庭相談に従事している職員の人数のうち常勤非常勤職員の人数

(単位:か所)

常勤の職員人数	0人	1~4人	5~10人	11~20人	21~50人	51~100人	101人以上	計
度数(%)	3 (27.3%)	1 (9.1%)	2 (18.2%)	2 (18.2%)	2 (18.2%)	0 (0.0%)	1 (9.1%)	11 (100.0%)

(単位:か所)

非常勤の職員人数	0人	1~4人	5~10人	11~20人	21~50人	51~100人	101人以上	計
度数(%)	4 (36.4%)	2 (18.2%)	2 (18.2%)	1 (9.1%)	2 (18.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	11 (100.0%)

II-4. 要対協の経年年数

(単位:か所)

要対協の経年年数	0年0か月 または 無回答	3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	計
度数(%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (36.4%)	7 (63.6%)	11 (100.0%)

II-5. 要対協の調整機関

(単位:か所)

要対協の調整機関	度数(%)
子ども家庭福祉主管課	10 (90.9%)
母子保健主管課	0 (0.0%)
統合課(子ども家庭福祉が主担当)	0 (0.0%)
統合課(母子保健が主担当)	0 (0.0%)
統合課(子ども家庭福祉・母子保健両方が担当)	0 (0.0%)
障害福祉主管課	0 (0.0%)
児童相談所	0 (0.0%)
教育委員会	0 (0.0%)
福祉事務所	0 (0.0%)
家庭児童相談室	0 (0.0%)
保健センター	0 (0.0%)
保健所	0 (0.0%)
法務局	0 (0.0%)
警察署	0 (0.0%)
発達障害者支援センター	0 (0.0%)
配偶者暴力相談支援センター	0 (0.0%)
その他	0 (0.0%)
無回答	1 (9.1%)
計	11 (100.0%)

◆資料3◆ 市区町村アンケート単純集計結果 (政令市および児童相談所設置市)

II-6. 要対協の会議開催数(平成27年度実績)

代表者会議開催の有無と会議開催数

(単位:か所)

代表者会議開催の有無	開催している	開催していない	無効な回答	無回答	計
度数(%)	11(100.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	11(100.0%)

(単位:か所)

代表者会議開催回数	0回	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	計
度数(%)	0(0.0%)	4(36.4%)	6(54.5%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	1(9.1%)	11(100.0%)

実務者会議開催の有無と会議開催数

(単位:か所)

実務者会議開催の有無	開催している	開催していない	無効な回答	無回答	計
度数(%)	11(100.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	11(100.0%)

(単位:か所)

実務者会議開催回数	0回	1~10回	11~30回	31~50回	51~100回	101~300回	301回以上	計
度数(%)	0(0.0%)	4(36.4%)	1(9.1%)	1(9.1%)	3(27.3%)	1(9.1%)	1(9.1%)	11(100.0%)

個別ケース会議開催の有無と会議開催数

(単位:か所)

個別ケース会議開催の有無	開催している	開催していない	無効な回答	無回答	計
度数(%)	10(90.9%)	0(0.0%)	1(9.1%)	0(0.0%)	11(100.0%)

(単位:か所)

個別ケース会議開催回数	0回	1~10回	11~30回	31~50回	51~100回	101~300回	301回以上	計
度数(%)	1(9.1%)	0(0.0%)	1(9.1%)	1(9.1%)	0(0.0%)	4(36.4%)	4(36.4%)	11(100.0%)

◆資料3◆ 市区町村アンケート単純集計結果 (政令市および児童相談所設置市)

II-7. 要対協の構成機関

(複数回答可能 単位:か所)

要対協の構成機関	度数(%)
教育委員会	11 (100.0%)
警察署	11 (100.0%)
病院・診療所	11 (100.0%)
保育所	11 (100.0%)
幼稚園	11 (100.0%)
民生児童委員協議会	11 (100.0%)
子ども家庭福祉主管課	10 (90.9%)
法務局	10 (90.9%)
児童養護施設	10 (90.9%)
児童相談所(※)	10 (90.9%)
小学校	9 (81.8%)
中学校	9 (81.8%)
里親会	8 (72.7%)
母子保健主管課	7 (63.6%)
福祉事務所(家庭児童相談室あり)	7 (63.6%)
障害福祉主管課	7 (63.6%)
幼保連携型認定こども園	7 (63.6%)
乳児院	7 (63.6%)
NPO法人	7 (63.6%)
保健センター	6 (54.5%)
保健所	6 (54.5%)
児童家庭支援センター	6 (54.5%)
社会福祉協議会	6 (54.5%)
家庭裁判所	5 (45.5%)
母子生活支援施設	5 (45.5%)
児童館	4 (36.4%)
高等学校	3 (27.3%)
放課後児童クラブ	3 (27.3%)
子ども家庭福祉・母子保健統合主管課 (子ども家庭福祉が主担当)	2 (18.2%)
配偶者暴力相談支援センター	2 (18.2%)
子ども家庭福祉・母子保健統合主管課 (子ども家庭福祉・母子保健両方が担当)	1 (9.1%)
福祉事務所(家庭児童相談室なし)	1 (9.1%)
特別支援学校	1 (9.1%)
障害児入所施設	1 (9.1%)
情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設	1 (9.1%)
障害児相談支援事業・児童発達支援センター	1 (9.1%)
地域子育て支援拠点	1 (9.1%)
子ども家庭福祉・母子保健統合主管課 (母子保健が主担当)	0 (0.0%)
その他	8 (72.7%)

(※) 児童相談所については、調査票上で選択肢の二重記載があったため、どちらかを選択していれば集計対象とした。

◆資料3◆ 市区町村アンケート単純集計結果 (政令市および児童相談所設置市)

II-8. 支援に対する主担当明確化の方法の有無

(単位: か所)

主担当を明確化する方法の有無	主担当を明確化する方法がある	主担当を明確化する方法がない	主担当を明確化する方法を準備している、準備する予定がある	無効な回答	無回答	計
度数(%)	6 (54.5%)	4 (36.4%)	1 (9.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	11 (100.0%)

II-9. 支援の主担当について都道府県と協議の有無

(単位: か所)

主担当について都道府県と協議の有無	支援における主担当について都道府県と協議して決める	支援における主担当について都道府県と協議せず決める	無効な回答	無回答	計
度数(%)	2 (18.2%)	8 (72.7%)	0 (0.0%)	1 (9.1%)	11 (100.0%)

III-1. 子ども家庭福祉行政のあり方について

(単位: か所)

子ども家庭福祉のあり方について	度数(%)
在宅サービスは市区町村中心、施設サービスは都道府県中心としたうえで、費用負担も現行どおりで進める。	4 (36.4%)
在宅サービスは市区町村中心、施設サービスは都道府県中心としたうえで、費用負担は国負担分を除き、両者で分担する。	0 (0.0%)
実施体制を市区町村に一元化し、一部の事務を都道府県に委託した上で、費用負担は国負担分を除き、両者で負担する。	0 (0.0%)
実施体制を市区町村に一元化し、一部の事務を都道府県に委託したうえで、費用負担は国負担分を除き、市区町村とする。	0 (0.0%)
実施体制を市区町村に一元化し、費用負担は国負担分を除き、市区町村とする。	2 (18.2%)
無効な回答	0 (0.0%)
無回答	5 (45.5%)
計	11 (100.0%)

◆資料3◆ 市区町村アンケート単純集計結果 (政令市および児童相談所設置市)

Ⅲ-2. 都道府県と市区町村の役割分担

都道府県と市区町村の役割	主として都道府県	主として市区町村	無効な回答(複数選択)	無回答	計(%)
1. 転居や転出入の対応	0 (0.0%)	8 (72.7%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)
2. 自治体間の連携・協働	3 (27.3%)	5 (45.5%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)
3. サービス実施に係る費用負担	3 (27.3%)	4 (36.4%)	1 (9.1%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)
4. サービス提供に係る決定への関与	2 (18.2%)	6 (54.5%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)
5. 支援に係る責任の所在の明確化	1 (9.1%)	7 (63.6%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)
6. 人材の量的確保	2 (18.2%)	6 (54.5%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)
7. 人材の質的確保	3 (27.3%)	5 (45.5%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)
8. 専従体制の確保	1 (9.1%)	7 (63.6%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)
9. 支援に関わる職員のサポート	1 (9.1%)	7 (63.6%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)
10. 人材育成	3 (27.3%)	5 (45.5%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)
11. 専門性の強化	4 (36.4%)	4 (36.4%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)
12. 研修・協議会の実施	6 (54.5%)	2 (18.2%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)
13. 問題・対象の早期発見	0 (0.0%)	8 (72.7%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)
14. 問題の発生・再発予防	0 (0.0%)	8 (72.7%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)
15. 子どもの現状確認	1 (9.1%)	7 (63.6%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)
16. 子どもの一時保護	2 (18.2%)	6 (54.5%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)
17. 子どもと家庭の見守り	0 (0.0%)	8 (72.7%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)
18. 家庭の養育力のサポート	0 (0.0%)	8 (72.7%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)
19. 地域のサポート力の向上	1 (9.1%)	7 (63.6%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)
20. 措置解除後の子どもや家庭の支援に係る連携	0 (0.0%)	8 (72.7%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)
21. 継続的対応の仕組みづくり	3 (27.3%)	5 (45.5%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)
22. 要保護児童対策地域協議会の活用	1 (9.1%)	7 (63.6%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)
23. 要保護児童対策地域協議会の強化	2 (18.2%)	6 (54.5%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)
24. 子ども家庭相談窓口の一元化	0 (0.0%)	8 (72.7%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)
25. 子ども家庭相談窓口の多元化	0 (0.0%)	8 (72.7%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)
26. 子ども家庭福祉に係るサービス・資源の熟知	0 (0.0%)	7 (63.6%)	1 (9.1%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)
27. 情報収集・提供・共有・発信	2 (18.2%)	6 (54.5%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)
28. 関係部門以外との連携・協働	0 (0.0%)	8 (72.7%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)
29. 共通認識づくり	3 (27.3%)	5 (45.5%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)
30. プライバシー保護	1 (9.1%)	7 (63.6%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)
31. 問題のアセスメント力の向上	1 (9.1%)	7 (63.6%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)
32. 支援のマネジメント力の向上	1 (9.1%)	7 (63.6%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)
33. 支援に係るスーパービジョン体制	5 (45.5%)	3 (27.3%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)
34. 問題の分析力の向上	0 (0.0%)	8 (72.7%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)
35. 評価・点検の体制づくり	4 (36.4%)	4 (36.4%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)

Ⅳ-1. 子ども家庭福祉の各サービスについて市区町村を実施主体とすることについて

子ども家庭福祉の各サービスで市区町村を 実施主体とすることについて	適切である	やや適切である	やや適切でない	適切でない	無効な回答 (複数選択)	無回答	計(%)
1. 障害児童福祉行政について市区町村が主体 となって実施する	5 (45.5%)	4 (36.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (18.2%)	11 (100.0%)
2. ひびく児童福祉行政について市区町村が主体 となって実施する	5 (45.5%)	3 (27.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)
3. 要養護児童福祉行政について市区町村が主体 となって実施する	6 (54.5%)	2 (18.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)
4. 移行児童福祉行政について市区町村が主体 となって実施する	7 (63.6%)	2 (18.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (18.2%)	11 (100.0%)
5. 情緒障害児童福祉行政(情緒施設)について 市区町村が主体となって実施する	2 (18.2%)	4 (36.4%)	0 (0.0%)	2 (18.2%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)
6. 配偶者暴力防止行政について市区町村が 主体となって実施する	4 (36.4%)	4 (36.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)
7. 養育・子育て支援行政について市区町村が 主体となって実施する	6 (54.5%)	2 (18.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)
8. 全ての子ども家庭福祉行政について市区町村 が主体となって実施する	4 (36.4%)	3 (27.3%)	1 (9.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)

Ⅳ-2. 措置及び利用決定の権限を担うことがふさわしい主体について

児童福祉施設、療養、ファミリーホームの措置及び 利用決定の権限を担うことがふさわしい主体	都道府県	どちらかといえば都道府県	どちらかといえば市区町村	市区町村	無効な回答 (複数選択)	無回答	計(%)
1. 助産施設	1 (9.1%)	2 (18.2%)	1 (9.1%)	4 (36.4%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)
2. 乳児院、養護、ファミリーホーム	4 (36.4%)	1 (9.1%)	1 (9.1%)	3 (27.3%)	0 (0.0%)	2 (18.2%)	11 (100.0%)
3. 児童養護施設	4 (36.4%)	1 (9.1%)	1 (9.1%)	3 (27.3%)	0 (0.0%)	2 (18.2%)	11 (100.0%)
4. 母子生活支援施設	1 (9.1%)	2 (18.2%)	1 (9.1%)	4 (36.4%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)
5. 福祉支援型老人介護施設	2 (18.2%)	2 (18.2%)	2 (18.2%)	3 (27.3%)	0 (0.0%)	2 (18.2%)	11 (100.0%)
6. 医療型障害児入所施設	2 (18.2%)	2 (18.2%)	2 (18.2%)	3 (27.3%)	0 (0.0%)	2 (18.2%)	11 (100.0%)
7. 児童自立支援施設	4 (36.4%)	2 (18.2%)	2 (18.2%)	1 (9.1%)	0 (0.0%)	2 (18.2%)	11 (100.0%)
8. 情緒障害児短期治療施設(児童心理治療施設)	5 (45.5%)	2 (18.2%)	1 (9.1%)	1 (9.1%)	0 (0.0%)	2 (18.2%)	11 (100.0%)

◆資料3◆ 市区町村アンケート単純集計結果 (政令市および児童相談所設置市)

IV-3. 市区町村が子ども家庭福祉の実施主体となる際の課題

市区町村が子ども家庭福祉の各サービスの実施主体となる際の課題	できる	ややできる	ややできない	できない	無効な回答	無回答	計(%)
1. 市区町村の支援に関する対応力を向上させること	2 (18.2%)	6 (54.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)
2. 子ども家庭福祉関係の専門職をより効果的に活用すること	3 (27.3%)	5 (45.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)
3. 援助活動を工夫して子どもと家庭に被害の発生を減らすこと	2 (18.2%)	5 (45.5%)	1 (9.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)
4. 支援の連続性を考慮した援助活動を可能にすること	2 (18.2%)	5 (45.5%)	1 (9.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)
5. 市区町村で支援するか広域で支援するかを判断すること	2 (18.2%)	4 (36.4%)	2 (18.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)
6. 効果的で実効性のある援助をすること	2 (18.2%)	4 (36.4%)	2 (18.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)

V-1. 市区町村を中心とした行政実施主体に再構築することの可否

市区町村を中心とした行政実施体制に再構築することの可否	対応できる	やや対応できる	やや対応できない	対応できない	無効な回答	無回答	計(%)
1. 現状で市区町村を中心とする子ども家庭福祉行政の体制に再構築すること	3 (27.3%)	3 (27.3%)	0 (0.0%)	1 (9.1%)	0 (0.0%)	4 (36.4%)	11 (100.0%)
2. 将来的に市区町村を中心とする子ども家庭福祉行政の体制に再構築すること	2 (18.2%)	3 (27.3%)	1 (9.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (45.5%)	11 (100.0%)

V-2. 市区町村を中心とした行政実施主体に再構築することの必要性

市区町村を中心とした行政実施体制に再構築することの必要性	必要である	やや必要である	やや必要でない	必要でない	無効な回答	無回答	計(%)
1. 現状で市区町村を中心とする子ども家庭福祉行政の体制に再構築すること	2 (18.2%)	3 (27.3%)	0 (0.0%)	1 (9.1%)	0 (0.0%)	5 (45.5%)	11 (100.0%)
2. 将来的に市区町村を中心とする子ども家庭福祉行政の体制に再構築すること	4 (36.4%)	2 (18.2%)	0 (0.0%)	1 (9.1%)	0 (0.0%)	4 (36.4%)	11 (100.0%)

VI-1. 地域包括的・継続的支援体制に一番重要な要素

子ども家庭福祉分野の場合、地域包括的・継続的支援体制に一番重要な要素	度数(%)
全体をコーディネートできる専門職の確保	3 (27.3%)
都道府県と市区町村に分かれている二元化体制の解消	2 (18.2%)
地域包括的・継続的支援の基幹となる民間支援機関の強化	1 (9.1%)
地域包括的・継続的支援が必要であることの理念の明確化	1 (9.1%)
地域包括的・継続的支援の拠点機関または施設の確保	1 (9.1%)
社会福祉協議会における子ども家庭福祉分野の強化	0 (0.0%)
その他	0 (0.0%)
無効な回答	0 (0.0%)
無回答	3 (27.3%)
計	11 (100.0%)

VI-2. 横断的な連携や一体化を図る拠点となる機関・施設について

横断的な連携や一体化を図る拠点となる機関・施設について	度数(%)
子育て世代包括支援センター	3 (27.3%)
福祉事務所ないし家庭児童相談室(子ども家庭支援センターを含む)	3 (27.3%)
地域子育て支援拠点	1 (9.1%)
児童相談所	1 (9.1%)
幼保連携型認定こども園、保育所	0 (0.0%)
児童発達支援センター	0 (0.0%)
社会福祉協議会	0 (0.0%)
児童養護施設や障害児入所施設等の社会的養護関係施設	0 (0.0%)
児童家庭支援センター	0 (0.0%)
その他	0 (0.0%)
無効な回答	0 (0.0%)
無回答	3 (27.3%)
計	11 (100.0%)

◆資料3◆ 市区町村アンケート単純集計結果 (政令市および児童相談所設置市)

VI-3. 拠点となりうる機関・施設の有無

(単位:か所)

拠点となりうる機関・施設	ある	ない	無効な回答	無回答	計
度数(%)	6 (54.5%)	2 (18.2%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)

VI-4. 専門機関・施設の連携方法

(単位:か所)

専門機関・施設の連携方法	度数(%)
地域包括的・継続的支援の拠点をコーディネーターとしたネットワーク型援助	6 (54.5%)
要対協の調整機関をコーディネーターとしたネットワーク型援助	2 (18.2%)
支援のキーパーソンとなる各施設・機関をコーディネーターとしたネットワーク型援助	0 (0.0%)
無効な回答	0 (0.0%)
無回答	3 (27.3%)
計	11 (100.0%)

VI-5. 拠点に一番重要な機能

(単位:か所)

拠点に一番重要な機能	度数(%)
子ども家庭福祉の総合相談支援の機能	3 (27.3%)
子ども家庭福祉の制度を横断的に活用するための調整をする機能	2 (18.2%)
子ども家庭福祉の包括的・継続的ケアマネジメント(スーパービジョンを含む)支援の機能	2 (18.2%)
サービスを必要とする保護者や子どもに対するケアマネジメント機能	1 (9.1%)
子ども虐待対応や未成年後見制度の活用など権利擁護の機能	0 (0.0%)
ショートステイやトワイライトステイなど滞在型の機能	0 (0.0%)
親や子に対する支援プログラムが提供できる機能	0 (0.0%)
無効な回答	0 (0.0%)
無回答	3 (27.3%)
計	11 (100.0%)

VI-6. 特に必要と考えられる人材

(3つまで選択 単位:か所)

特に必要と考えられる人材	未選択	選択(必要)	無効な回答 (3つ以上選択)	無回答	計(%)
1. 社会福祉士	1 (9.1%)	7 (63.6%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)
2. 精神保健福祉士	7 (63.6%)	1 (9.1%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)
3. 保育士・保育士	7 (63.6%)	1 (9.1%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)
4. 保健師	2 (18.2%)	6 (54.5%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)
5. 児童指導員・社会福祉主事・児童福祉司を始めとする任用資格者	3 (27.3%)	5 (45.5%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)
6. 小・中学校教員	8 (72.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)
7. 高校教員	8 (72.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)
8. 研究者	8 (72.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)
9. 民生児童委員・主任児童委員	7 (63.6%)	1 (9.1%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)
10. 医師(小児科・児童精神科を含む)	6 (54.5%)	2 (18.2%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)
11. 弁護士	8 (72.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)
12. その他	7 (63.6%)	1 (9.1%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)

VI-7. 人材育成について、特に必要と考えられる方法

(単位:か所)

人材育成について、特に必要と考えられる方法	度数(%)
市町村が自前で専門職を確保し、市町村域内の拠点機関においてOJTを含めて育成する	4 (36.4%)
有資格者に対し、国や都道府県が研修してコーディネーターとして養成する	4 (36.4%)
市町村が外部から専門職を確保し、市町村域内の拠点機関においてOJTを含めて育成する	0 (0.0%)
資格要件は定めず、人事異動で配置された者に対して国や都道府県が研修してコーディネーターとして養成する	0 (0.0%)
その他	0 (0.0%)
無回答	3 (27.3%)
計	11 (100.0%)

◆資料3◆ 市区町村アンケート単純集計結果 (政令市および児童相談所設置市)

【本調査に主としてご回答いただいた方の属性】

職名の階級

(単位:か所)

職名の階級	度数
1. 主任級(主事、主任主事、主任、主査など)	3 (27.3%)
2. 係長級(係長、班長など)	1 (9.1%)
3. 課長補佐級(課長補佐、補佐、副主幹など)	0 (0.0%)
4. 課長級(課長、主幹など)	0 (0.0%)
5. 部長級(部長、局長など)	0 (0.0%)
6. 専門職や機関の担当者(保育士、家庭相談員、保健師、社会福祉士、精神保健福祉士などの)	1 (9.1%)
7. 無回答	0 (0.0%)
8. その他(以上のどれにもあてはまらないもの、個人名、不明のもの)	6 (54.5%)
N	11 (100.0%)

経験年数

(単位:か所)

経験年数	度数(%)
0年	0 (0.0%)
1年	2 (4.0%)
2年	4 (36.4%)
3年	2 (18.2%)
4年	1 (9.1%)
5年	0 (0.0%)
6年	0 (0.0%)
7年	0 (0.0%)
8年	1 (9.1%)
9年	0 (0.0%)
10年	0 (0.0%)
11年	1 (9.1%)
12年	0 (0.0%)
13年	0 (0.0%)
14年	0 (0.0%)
15年	0 (0.0%)
16年	0 (0.0%)
17年	0 (0.0%)
18年	0 (0.0%)
19年	0 (0.0%)
20年	0 (0.0%)
21年	0 (0.0%)
22年	0 (0.0%)
23年	0 (0.0%)
24年	0 (0.0%)
25年	0 (0.0%)
26年	0 (0.0%)
27年	0 (0.0%)
28年	0 (0.0%)
29年	0 (0.0%)
30年	0 (0.0%)
31年	0 (0.0%)
32年	0 (0.0%)
33年	0 (0.0%)
34年	0 (0.0%)
35年	0 (0.0%)
36年	0 (0.0%)
37年	0 (0.0%)
38年	0 (0.0%)
無回答	0 (0.0%)
計	11 (100.0%)

(単位:か所)

経験月数 (経験1年未満)	度数(%)
1ヶ月	0 (0.0%)
2ヶ月	0 (0.0%)
3ヶ月	0 (0.0%)
4ヶ月	0 (0.0%)
5ヶ月	0 (0.0%)
6ヶ月	0 (0.0%)
7ヶ月	0 (0.0%)
8ヶ月	0 (0.0%)
9ヶ月	0 (0.0%)
10ヶ月	0 (0.0%)
11ヶ月	0 (0.0%)
計	0 (0.0%)